

PCT を解釈する際の留意点

会員 佐々木 真人



要 約

条約の正文は、条約を確定する正式な条約文であり、1つの言語により作成されるものと、複数の言語により作成されるものがあるが、PCTの正文は、複数の言語により作成されている。具体的には、PCTは、英語及びフランス語によりそれぞれ作成されている。そして、これらの各一通が共に原本となる（PCT67条（1）（a））。PCTについては、複数の言語による公定訳文が作成され（PCT67条（1）（b））、日本語による公定訳文も作成されている。我々が日頃参照するのは、主にこの日本語によるPCT（日文PCT）であろう。この日文PCTは、あくまで英語及びフランス語による正文の訳文であるので、このことを踏まえた上で、PCTを解釈することが望ましいといえよう。本稿では、日文PCTを参照しながらPCTを解釈する際の幾つかの留意点を紹介したい。

目次

1. はじめに
2. 条約の解釈
3. 条約の正文
4. PCTの正文と公定訳文
5. PCTの解釈の際の留意点
6. まとめ

1. はじめに

特許協力条約（Patent Cooperation Treaty：以下、PCTと略す。）は、特許の分野の国際協力を図るための条約である。PCTは、複数の国において発明の保護が求められている場合に、発明の保護の取得を簡易かつ一層経済的なものにするために1970年6月に締結され、1978年1月に発効した。PCTに基づく国際出願の出願件数は増加し続けており、2020年には27万件を超え、2021年も増加している⁽¹⁾。2007年には、PCTルートによる国際出願の件数がパリルートによる外国出願の件数を超えるという逆転現象も発生した。これらのことから、PCTの重要性は増しているといえよう。

PCTには、正文と訳文があり、日本語によるPCT（以下、「日文PCT」という。）は訳文である。日頃、我々が主に参照するのは、日文PCTが一般的であると思われる。そして、日文PCT等に基づいて、PCTの内容を解釈しているものと考えられるが、この日文PCTは、あくまで正文の翻訳文であるので、本来は、このことを踏まえてPCTの内容を解釈すべきであろう。そこで、本稿では、日文PCTを参照しながらPCTを解釈する際の留意点を幾つか紹介したい。なお、PCT規則については、量的に膨大であることもあり、本稿の対象外とする。

2. 条約の解釈

2. 1 条約の解釈手法

条約の内容を解釈する手法として、当事国の意思を重視する意思主義解釈と、条約本文を重視する文言主義解釈と、条約の目的を発見し、それに効果を付与することを解釈の機能とする目的論的解釈があるといわれている⁽²⁾。

意思主義解釈は、条約解釈の到達点は当事国の意思を確かめ効果を付与することであるとする解釈である。文言主義解釈は、当事国の意思は条約本文に明らかであるとして、条約本文の通常の意味に従って条約をあるがままに解釈するものである。目的論的解釈は、古い起草者の意思よりも、条約締結後の変化に対応すべく、条約の目的から演繹して妥当な結果を生むように解釈するものである。

2. 2 条約法に関するウィーン条約による解釈手法

条約法に関する一般条約として、条約法に関するウィーン条約（以下、「条約法条約」という。）は知られている。この条約法条約では、その31条に、(条約の)「解釈に関する一般的な規則」が規定されている。具体的には、「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。」と規定されている（条約法条約31条1項）。また、条約の解釈上、「文脈」というときは、条約文（前文及び附属書を含む。）のほかに、条約の締結に関連してすべての当事国の間でされた条約の関係合意、条約の締結に関連して当事国の一又は二以上が作成した文書であってこれらの当事国以外の当事国が条約の関係文書として認めたものを含めることも規定されている（条約法条約31条2項）。さらに、「文脈」とともに、考慮するものとして、条約の解釈又は適用につき当事国の間で後にされた合意、条約の適用につき後に生じた慣行であって、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの、当事国の間の関係において適用される国際法の関連規則が挙げられている（条約法条約31条3項）。

条約の解釈手法としては、上記のように様々なものが考えられるが、条約法条約に規定されている解釈手法、つまり「文言主義解釈と目的論的解釈を組み合わせた解釈」が妥当であると解される。ただし、どのような解釈手法をとったとしても、条約の規定を無視することはできないので、実際に規定されている条約の正文の文言に基づいて解釈がなされることになる。

3. 条約の正文

条約の正文は、条約を確定する正式な条約文であり、1つの言語により作成されるものと、複数の言語により作成されるものがある。条約法条約33条1項によれば、条約について2以上の言語により確定がされた場合には、それぞれの言語による条約文がひとしく権威を有することとされている⁽⁹⁾。このとき、条約の用語は、各正文において同一の意味を有すると推定され（条約法条約33条3項）、各正文の比較により、条約法条約31条及び同条約32条の規定を適用しても解消されない意味の相違があることが明らかとなった場合には、条約の趣旨及び目的を考慮した上、すべての正文について最大の調和が図られる意味が採用される（条約法条約33条4項）。

4. PCTの正文と公定訳文

4. 1 PCTの正文

PCTの正文は、複数の言語により作成されている。具体的には、PCTは、英語及びフランス語によりそれぞれ作成され、これらの各一通が共に原本となる（PCT67条(1)(a)）。署名が行われたのは、この英語とフランス語による各一通の原本であり、両言語とも等しく正文となる。条約法条約33条の内容を踏まえると、英語によるPCTの用語とフランス語によるPCTの用語は、各正文において同一の意味を有するものと推定され、意味の相違があったとしても、最大の調和が図られる意味が採用されることとなる。つまり、言語の相違による、条約の各用語の意味内容のずれについては、最大の調和が図られることとなる。

4. 2 PCTの公定訳文

PCTでは、スペイン語、ドイツ語、日本語、ポルトガル語、ロシア語、その他総会が指定する言語による公定訳文を作成することとされている（PCT67条(1)(b)）。したがって、日文PCTは、英語及びフランス語によりそれぞれ作成された正文の公定訳文という位置付けになる。

5. PCTの解釈の際の留意点

日文PCTは、あくまで正文の翻訳文であるので、PCTの内容を正しく解釈するためには、正文に戻ってその意義を解釈する必要があるといえよう。ここで、PCTの正文は、英語とフランス語の2種類の原語で作成されているが、上述のように、PCTの用語は、各正文において同一の意味を有するものと推定され、意味の相違があったとしても、最大の調和が図られる意味が採用されることが一般的であると考えられることから、本稿では、正文として英語の正文（以下、「英文PCT」という。）を選択する。そして、この英文PCTを参酌しながら、日文PCTの特定の用語の解釈上の留意点を幾つか紹介したい。

5. 1 送付と送達

日文PCTでは、「送付」（例えばPCT12条）と「送達」（例えばPCT20条）が使い分けられている。例えば、表1に示すように、英文PCT12条における“Transmittal⁽⁴⁾”という用語の訳語として、日文PCT12条では、「送付」という用語が使用され、英文PCT20条における“Communication⁽⁵⁾”という用語の訳語として、日文PCT20条では、「送達」という用語が使用されている。

「送付」と「送達」は、いずれも書類や物を送るという点で共通するが、例えば、「送付」は、書類その他の物を送り届けることをいう⁽⁶⁾のに対し、「送達」は、訴訟法上、訴訟手続に必要な書類を法定の方式に従って当事者や訴訟関係人に交付し、又はこれらの者にその交付を受ける機会を与える行為をいう⁽⁷⁾点で両者は相違する。他方、“Transmit”の意味は、「ある人または場所から他の人や場所へ送る、または伝達すること⁽⁸⁾」であり、“Communication”の意味は、「メッセージ、記述、行為等の交換⁽⁹⁾」である。

日文PCTにおいては、「送付」や「送達」という用語が選択されているが、これらの用語の解釈の際には、英文PCTにおける“Transmit”や“Communication”の意義を踏まえて解釈すべきであろう。そうすると、日文PCTにおける「送付」という用語については、そのままの意味に解釈すればよいものと考えられるが、「送達」という用語については、わが国の訴訟法における「送達」に要求されるような厳格な要件までは要求されていないという解釈も可能であろう。

【表1】

日文 PCT	英文 PCT
PCT 12 条 国際出願の国際事務局及び国際調査機関への送付	Article 12 <u>Transmittal</u> of the International Application to the International Bureau and the International Searching Authority
PCT20 条 指定官庁への送達 (1) (a) 国際出願は、国際調査報告（第 17 条 (2) (b) の表示を含む。）又は第 17 条 (2) (a) の宣言とともに、規則の定めるところにより各指定官庁に送達される。ただし、当該指定官庁が送達の義務の全部又は一部を免除する場合は、この限りでない。	Article 20 <u>Communication</u> to Designated Offices (1) (a) The international application, together with the international search report (including any indication referred to in Article 17 (2) (b)) or the declaration referred to in Article 17 (2) (a), <u>shall be communicated</u> to each designated Office, as provided in the Regulations, unless the designated Office waives such requirement in its entirety or in part.

5. 2 受理官庁用写し、記録原本、調査用写し

日文PCT 12条(1)では、「受理官庁用写し」、「記録原本」、「調査用写し」という用語が用いられており、これらは、表2に示されるように、英文PCT12条(1)の“home copy”、“record copy⁽¹⁰⁾”、“search copy”に対応する。ここで、「原本」とは、一定の事項を表示するため確定的なものとして作成された文書をいい、謄本や抄本のもとなるものをいう⁽¹¹⁾のに対し、「写し」とは、本物のほかに控えとして写した文書をいう⁽¹²⁾。このように、「原本」と「写し」とでは、本来の意味内容が異なる。しかし、英文PCTでは、いずれも“copy(写し)⁽¹³⁾”と規定されており、「原本」と「写し」のような区別はなされていない。したがって、「受理官庁用写し」、「記録原

本]、「調査用写し」という用語の意義については、このような英文PCTにおける規定内容をも踏まえて解釈すべきであろう。例えば、日文PCTの「記録原本」という用語については、英文PCTの“record copy”という記載を考慮すれば、「原本」そのものであるとはいえないが、「受理官庁用写し」や「調査用写し」とは異なる意味合いのものであるという解釈が可能となろう。

ここで、PCT 12条(2)において、「記録原本は、国際出願の正本⁽¹⁴⁾とする。」ことが規定されていることに着目すべきであろう。日文PCTの「正本」に対応する英文PCTの用語は、“true copy⁽¹⁵⁾”である。この“true copy”も、あくまで“copy(写し)”であるが、英文PCT 12条(1)の“record copy”には、“true copy”としての意義があることから、「受理官庁用写し」や「調査用写し」よりも原本に近いものであることを明確にするために「記録原本」という用語が選択されたものと推察される。このことをも踏まえて、日文PCTの「記録原本」という用語を解釈すべきであろう。

【表2】

PCT 12条 国際出願の国際事務局及び国際調査機関への送付	Article 12 Transmittal of the International Application to the International Bureau and the International Searching Authority
<p>(1) 規則の定めるところにより、国際出願の一通（「<u>受理官庁用写し</u>」）は受理官庁が保持し、一通（「<u>記録原本</u>」）は国際事務局に送付され、他の一通（「<u>調査用写し</u>」）は第16条に規定する管轄国際調査機関に送付される。</p> <p>(2) 記録原本は、国際出願の<u>正本</u>とする。</p>	<p>(1) One copy of the international application shall be kept by the receiving Office (“<u>home copy</u>”), one copy (“<u>record copy</u>”) shall be transmitted to the International Bureau, and another copy (“<u>search copy</u>”) shall be transmitted to the competent International Searching Authority referred to in Article 16, as provided in the Regulations.</p> <p>(2) The record copy shall be considered <u>the true copy</u> of the international application.</p>

5. 3 優先権主張の申立て

日文PCT 8条(1)では、優先権主張について規定され、国際出願は、先の出願に基づく優先権を主張する申立てを伴うことができる旨が規定されているが、この「申立て」は、表3に示されるように、英文PCT 8条(1)における“declaration⁽¹⁶⁾”の日本語訳である。この“declaration”という用語は、例えば、英文PCT 21条(3)においても用いられており、この英文PCT 21条(3)の“the declaration referred to in Article 17 (2) (a)”は、日文PCTでは、「17条(2)(a)の宣言」と訳されている。つまり、日文PCTでは、“declaration”という用語は、「申立て」と「宣言」に訳し分けられている。なお、「申立て」という用語は、表3の下段に示されるように、日文PCT 4条(1)でも用いられており、この用語に対応する英文PCT 4条(1)の用語は、“petition”である。

ここで、「申立て」とは、「訴訟法上は、当事者が裁判所に対して特定の内容の訴訟行為を求める旨の意思を表示すること。」をいう⁽¹⁷⁾が、英文PCTの“declaration”という用語の意義⁽¹⁸⁾を踏まえると、この「申立て」には、何らかの行為を求めるというより寧ろ、(優先権主張を)「正式に陳述(statement)、宣言(proclamation)、告示(announcement)」するという意味合いが含まれていると解釈することができる。なお、日本語では、単数と複数の区別が明確ではないが、英文PCT 8条(1)では、“one or more earlier applications”と規定されており、先の出願が1つの場合と複数の場合があることが明確に規定されている。

【表3】

PCT 8条 優先権の主張	Article 8 Claiming Priority
<p>(1) 国際出願は、規則の定めるところにより、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国において又は同条約の締約国についてされた先の出願に基づく優先権を主張する<u>申立て</u>を伴うことができる。</p>	<p>(1) The international application may contain a <u>declaration</u>, as prescribed in the Regulations, claiming the priority of <u>one or more earlier applications</u> filed in or for any country party to the Paris Convention for the Protection of Industrial Property.</p>

PCT 4 条 願書	Article 4 The Request
(1) 願書には、次の事項を記載する。 (i) 国際出願がこの条約に従って処理されることの <u>申立て</u>	(1) The request shall contain: (i) a petition to the effect that the international application be processed according to this Treaty;

5. 4 国際出願をする資格

日文 PCT11 条 (1) では、国際出願日の認定要件として、「出願人が、受理官庁に国際出願をする**資格**を住所又は国籍上の理由により明らかに欠いている者でないこと。」が規定されている。この規定の中の「資格」という日本語訳に対応する英文 PCT11 条 (1) の用語は、表 4 に示されるように、“right⁽¹⁹⁾”である。ここで、「資格」という用語には、「一定のを行うために必要とされる条件」という意味がある⁽²⁰⁾が、英文 PCT の“right⁽²¹⁾”という用語の意義を踏まえると、この「資格」には、(国際出願をする)「権利」という意味合いも含まれていると解釈することができよう。因みに、「資格」という用語については、表 4 の第 2 段目以降に示されるように、日文 PCT27 条、同 31 条、同 45 条においても使用されており、対応の英文 PCT の用語は、それぞれ“qualified”や“entitled”である。“qualified”は、直接的に「資格」という意味合いを想起させる用語であるが、“entitled”は、「権利」という意味合いを想起させる用語であるといえよう。英文 PCT における「資格」という用語に対応する用語の意義をも参酌すると、日文 PCT の「資格」という用語の中には、上記のように「権利」のような意味合いが含まれているものが存在しているといえよう。

【表 4】

11 条 国際出願日及び国際出願の効果	Article 11 Filing Date and Effects of the International Application
(1) 受理官庁は、次の要件が受理の時に満たされていることを確認することを条件として、国際出願の受理の日を国際出願日として認める。 (i) 出願人が、当該受理官庁に 国際出願をする資格 を住所又は国籍上の理由により明らかに欠いている者でないこと。	(1) The receiving Office shall accord as the international filing date the date of receipt of the international application, provided that that Office has found that, at the time of receipt: (i) the applicant does not obviously lack, for reasons of residence or nationality, the right to file an international application with the receiving Office,
27 条 国内的要件	Article 27 National Requirements
(3) 出願人が発明者でないという理由で当該指定国の国内法令により国内出願をする 資格を有しない 場合には、当該指定官庁は、当該国際出願を却下することができる。 (7) 受理官庁又は国際出願の処理を開始した指定官庁は、当該受理官庁若しくは当該指定官庁に対して出願人を 代理する資格 を有する代理人によって出願人が代理され又は出願人が通知を受け取るためのあて名を指定国内に有するという要件に関する限り、国内法令を適用することができる。	(3) Where the applicant, for the purposes of any designated State, is not qualified according to the national law of that State to file a national application because he is not the inventor, the international application may be rejected by the designated Office. (7) Any receiving Office or, once the processing of the international application has started in the designated Office, that Office may apply the national law as far as it relates to any requirement that the applicant be represented by an agent having the right to represent applicants before the said Office and/or that the applicant have an address in the designated State for the purpose of receiving notifications.
31 条 国際予備審査の請求	Article 31 Demand for International Preliminary Examination
(2) (b) 総会は、 国際出願をする資格を有する者 に対し、その者が非締約国又はこの章の規定に拘束されない締約国の居住者又は国民である場合においても、国際予備審査の請求をすることを認めることを決定することができる。	(2) (b) The Assembly may decide to allow persons entitled to file international applications to make a demand for international preliminary examination even if they are residents or nationals of a State not party to this Treaty or not bound by Chapter II.

45 条 広域特許条約	Article 45 Regional Patent Treaties
(1) 広域特許を与えることを定める条約（「広域特許条約」）であって、第9条の規定に基づいて <u>国際出願をする資格を有する</u> すべての者に対し <u>広域特許の出願をする資格</u> を与えるものは、広域特許条約の締約国でありかつこの条約の締約国である国の指定又は選択を含む国際出願を広域特許の出願としてすることができることを定めることができる。	(1) Any treaty providing for the grant of regional patents (“regional patent treaty”), and giving to all persons who, according to Article 9, <u>are entitled to file international applications the right to file applications for such patents</u> , may provide that international applications designating or electing a State party to both the regional patent treaty and the present Treaty may be filed as applications for such patents.

5. 5 補充と補正

日文 PCT11 条 (2) (a) では、国際出願日の認定要件を満たしていない場合に、「出願人に対し必要な補充をすることを求める。」ことが規定されている。この規定の中の「補充」という日本語訳に対応する英文 PCT11 条 (2) (a) の用語は、表5に示されるように、“correction⁽²²⁾”である。「補充」という用語には、「不足をおぎないみたくこと。」という意味がある⁽²³⁾が、英文 PCT の “correction” という用語の意義⁽²⁴⁾を踏まえると、「訂正する」という意味合いも含まれるものと解される。

日文 PCT19 条 (1) では、「出願人は、国際出願の請求の範囲について補正をすることができる。」ことが規定されている。この規定の中の「補正」という日本語訳に対応する英文 PCT19 条 (1) の用語は、表5に示されるように、“amend”である。「補正」という用語には、「一般に、手続や内容の不足又は不備がある場合に、これに追加又は補完して、正しいものとする。」という意味がある⁽²⁵⁾が、英文 PCT の “amend” という用語の意義⁽²⁶⁾を踏まえると、「(不備の有無にかかわらず) 訂正又は変更する」という意味合いも含まれるものと解される。

【表5】

11 条 国際出願日及び国際出願の効果	Article 11 Filing Date and Effects of the International Application
(2) (a) 受理官庁は、国際出願が (1) に掲げる要件を受理の時に満たしていないと認める場合には、規則の定めるところにより、 <u>出願人に対し必要な補充をすることを求める</u> 。	(2) (a) If the receiving Office finds that the international application did not, at the time of receipt, fulfill the requirements listed in paragraph (1), it shall, as provided in the Regulations, <u>invite the applicant to file the required correction</u> .
19 条 国際事務局に提出する請求の範囲の <u>補正書</u>	Article 19 <u>Amendment</u> of the Claims before the International Bureau
(1) 出願人は、国際調査報告を受け取った後、所定の期間内に国際事務局に補正書を提出することにより、国際出願の請求の範囲について一回に限り <u>補正</u> をすることができる。出願人は、同時に、補正並びにその補正が明細書及び図面に与えることのある影響につき、規則の定めるところにより簡単な説明書を提出することができる。	(1) The applicant shall, after having received the international search report, be entitled to one opportunity to <u>amend</u> the claims of the international application by filing amendments with the International Bureau within the prescribed time limit. He may, at the same time, file a brief statement, as provided in the Regulations, explaining the amendments and indicating any impact that such amendments might have on the description and the drawings.

5. 6 明示の請求

日文 PCT23 条 (2) では、「指定官庁は、出願人の明示の請求により、国際出願の処理又は審査をいつでも行うことができる。」旨が規定されている。この規定の中の「明示の請求」という日本語訳に対応する英文 PCT23 条 (2) の用語は、表6に示されるように、“express request⁽²⁷⁾”である。「明示の請求」という用語中の「明示の」には、「明らかに示す⁽²⁸⁾。」という意味があるが、英文 PCT の “express” という用語の意義⁽²⁹⁾を踏まえると、日文 PCT23 条 (2) の「明示の請求」には、「(疑義なく伝わるように) 明確に請求する」という意味合いも含まれるものと解される。

【表6】

<p>23条 国内手続の繰延べ</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、指定官庁は、<u>出願人の明示の請求により</u>、国際出願の処理又は審査をいつでも行うことができる。</p>	<p>Article 23 Delaying of National Procedure</p> <p>(2) Notwithstanding the provisions of paragraph (1), any designated Office may, <u>on the express request of the applicant</u>, process or examine the international application at any time.</p>
---	---

5.7 却下と拒絶

日文PCT26条では、「指定官庁は、国際出願の補充をする機会をあらかじめ出願人に与えることなく、PCT及び規則に定める要件を満たしていないことを理由として国際出願を却下してはならない。」旨が規定されている。この規定の中の「却下」という日本語訳に対応する英文PCT26条の用語は、表7に示されるように、“reject⁽³⁰⁾”である。「却下」という用語には、「不適法な手続、申立て、請求などを退けること。」という意味がある⁽³¹⁾が、英文PCTの“reject”という用語の意義⁽³²⁾を踏まえると、「(国際出願を)拒絶する」という意味合いも含まれるものと解される。

他方、日文PCT28条では、「指定官庁は、出願人の明示の同意がない限り、特許を拒絶してはならない。」旨が規定されている。ここでは、「特許を拒絶」と訳されているが、表7の第2段目に示されるように、英文PCT28条では“refuse the grant of a patent”と規定されていることから、これを直訳すれば「特許の成立を拒絶」ということになろう。この場合の「拒絶」に対応する英文PCT28条の用語は、“refuse⁽³³⁾”であるが、この“refuse”という用語は、「拒絶 (rejection)」という意義⁽³⁴⁾をも有しているので、上記の「特許を拒絶」という表現については、英文PCT28条を踏まえても、概ねそのままの内容に解釈することができよう。なお、日文PCT25条では、「受理官庁が国際出願日を認めることを拒否した場合等に、国際事務局は、出願人の請求に応じ、指定官庁に対し

【表7】

<p>26条 指定官庁における補充の機会</p> <p>指定官庁は、同一又は類似の場合における国内出願について国内法令に定める範囲内で及び手続に従い国際出願の補充をする機会をあらかじめ出願人に与えることなく、この条約及び規則に定める要件を満たしていないことを理由として<u>国際出願を却下</u>してはならない。</p>	<p>Article 26 Opportunity to Correct before Designated Offices</p> <p>No designated Office shall <u>reject an international application</u> on the grounds of non-compliance with the requirements of this Treaty and the Regulations without first giving the applicant the opportunity to correct the said application to the extent and according to the procedure provided by the national law for the same or comparable situations in respect of national applications.</p>
<p>28条 指定官庁における請求の範囲、明細書及び図面の補正</p> <p>(1) 出願人は、各指定官庁において所定の期間内に請求の範囲、明細書及び図面について補正をする機会を与えられる。指定官庁は、出願人の明示の同意がない限り、その期間の満了前に特許を与えてはならず又は<u>特許を拒絶</u>してはならない。</p>	<p>Article 28 Amendment of the Claims, the Description, and the Drawings, before Designated Offices</p> <p>(1) The applicant shall be given the opportunity to amend the claims, the description, and the drawings, before each designated Office within the prescribed time limit. No designated Office shall grant a patent, or <u>refuse the grant of a patent</u>, before such time limit has expired except with the express consent of the applicant.</p>
<p>25条 指定官庁による検査</p> <p>(1) (a) 受理官庁が国際出願日を認めることを<u>拒否</u>した場合若しくは国際出願は取り下げられたものとみなす旨を宣言した場合又は国際事務局が12条(3)の規定により所定の期間内に記録原本を受理しなかったと認定した場合には、国際事務局は、出願人の請求に応じ、出願人が特定した指定官庁に対し当該出願に関する書類の写しを速やかに送付する。</p>	<p>Article 25 Review by Designated Offices</p> <p>(1) (a) Where the receiving Office has <u>refused</u> to accord an international filing date or has declared that the international application is considered withdrawn, or where the International Bureau has made a finding under Article 12 (3), the International Bureau shall promptly send, at the request of the applicant, copies of any document in the file to any of the designated Offices named by the applicant.</p>

当該出願に関する書類の写しを速やかに送付する。」旨が規定されており、この「拒否」という用語には、「要求・希望などを承認せず、はねつけること。」という意味がある⁽³⁵⁾。この「拒否」という用語に対応する英文PCT25条の用語も、表7の第3段目に示されるように、“refuse”である。このように、日文PCTでは、英文PCTにおける“refuse”という用語についても、「拒絶」と「拒否」に訳し分けられている。

上記のように、英文PCTの“reject”という用語は「却下」と訳され、英文PCTの“refuse”という用語は、「拒絶」又は「拒否」と訳されてはいるが、“reject”と“refuse”は、互いに重複する意味内容を有していることから、“reject”と“refuse”の間には、「却下」と、「拒絶」又は「拒否」との間の意味的な相違まではないようにも思われる。この点については、わが国特許法において、「却下」（例えば、特許法17条の2（不適法な手続の却下））と、「拒絶」（例えば、特許法49条（拒絶の査定））とが共に用いられていることをも踏まえて、上記のように翻訳されたものと推察される。

5. 8 新規性

日文PCT33条(2)では、「国際予備審査に当たって、請求の範囲に記載されている発明は、規則に定義する先行技術のうちに該当するものがない場合には、新規性を有するものとする。」と規定されている。この「先行技術のうちに該当するものがない場合」に対応する英文PCT33条の用語は、表8に示されるように、“if it is not anticipated by the prior art”である。ここで、“anticipated”という用語の意義⁽³⁶⁾を踏まえると、日文PCT33条(2)の「先行技術のうちに該当するものがない場合」には、「先行技術が請求の範囲に記載されている発明の全ての要素と同じ要素を有していない場合」という意味合いが含まれているものと解釈することができる。

【表8】

33条 国際予備審査	Article 33 The International Preliminary Examination
(2) 国際予備審査に当たっては、請求の範囲に記載されている発明は、規則に定義する <u>先行技術のうちに該当するものがない場合には</u> 、新規性を有するものとする。	(2) For the purposes of the international preliminary examination, a claimed invention shall be considered novel <u>if it is not anticipated by the prior art</u> as defined in the Regulations.

5. 9 連絡する権利

日文PCT34(2)(a)条では、「出願人は、国際予備審査機関と口頭及び書面で連絡する権利を有する。」旨が規定されている。この「連絡する権利」に対応する英文PCT34条(2)(a)の用語は、表9に示されるように、“a right to communicate”である。「連絡」という用語には、「相手に通報すること。相手に意思を通し合うこと。」という意味がある⁽³⁷⁾が、英文PCT34条(2)(a)の“communicate”という用語の意義と同様であるといえる。

なお、“communicate”という用語については、5-1でも触れたが、表9の第2段目に示されるように、日文PCTにおいて、「送達」と訳される場合がある。また、日文PCT61条では、“communicate”という用語は、表9の第3段目に示されるように、「送付」と訳されている。このように、日文PCTでは、“communicate”という用語について、この用語が用いられる状況に応じて、「連絡」、「送達」、「送付」に訳し分けられている。

5. 10 答弁

日文PCT34(2)(d)条では、「出願人は、（国際予備審査機関の）書面による見解に対して答弁をすることができる。」旨が規定されている。この「答弁」に対応する英文PCT34条の用語は、表10に示されるように、“respond”である。「答弁」という用語には、「質問に答えて弁明したり説明すること。」という意味がある⁽³⁸⁾が、英文PCTの“respond”という用語の意義⁽³⁹⁾を踏まえると、「（弁明や説明のみならず）応答する」という意味合いが含まれるものと解される。

なお、答弁を記載する書面として「答弁書」があるが、この「答弁書」については、「民事訴訟法上においては、請求の趣旨に対する答弁を記載するほか、訴状に記載された事実に対する否認及び抗弁事実を具体的に記載した書面をいう（民事訴訟規則80条）。特許法等上では、審判の請求に対する答弁書の提出についての規定等がおかれて

【表 9】

<p style="text-align: center;">34 条 国際予備審査機関における手続</p> <p>(2) (a) 出願人は、国際予備審査機関と口頭及び書面で<u>連絡する権利</u>を有する。</p>	<p style="text-align: center;">Article 34 Procedure before the International Preliminary Examining Authority</p> <p>(2) (a) The applicant shall have a right to communicate orally and in writing with the International Preliminary Examining Authority.</p>
<p style="text-align: center;">36 条 国際予備審査報告の送付、翻訳及び送達</p> <p>(3) (a) 国際予備審査報告は、所定の翻訳文及び原語の附属書類とともに、国際事務局が各選択官庁に<u>送達する</u>。</p>	<p style="text-align: center;">Article 36 Transmittal, Translation, and Communication, of the International Preliminary Examination Report</p> <p>(3) (a) The international preliminary examination report, together with its translation (as prescribed) and its annexes (in the original language), shall be communicated by the International Bureau to each elected Office.</p>
<p style="text-align: center;">61 条 この条約の特定の規定の修正</p> <p>(1) (b) (a) の提案は、遅くとも総会による審議の 6 月前までに、事務局長が締約国に<u>送付する</u>。</p>	<p style="text-align: center;">Article 61 Amendment of Certain Provisions of the Treaty</p> <p>(1) (b) Such proposals shall be communicated by the Director General to the Contracting States at least six months in advance of their consideration by the Assembly.</p>

いる（特許法 134 条 1 項、実用新案法 39 条、意匠法 52 条、商標法 56 条）。」と説明されている⁽⁴⁰⁾。このように、「答弁」については、一般に、当事者系事件の一方の当事者による主張に対して弁明等するためのものであると解することも可能であるが、上記のように、英文 PCT の “respond” という用語の意義に鑑み、国際予備審査機関の書面による見解に対して反論することも含まれると解される。

【表 10】

<p style="text-align: center;">34 条 国際予備審査</p> <p>(2) (d) 出願人は、書面による見解に対して<u>答弁</u>をすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">Article 34 Procedure before the International Preliminary Examining Authority</p> <p>(2) (d) The applicant may respond to the written opinion.</p>
---	--

5. 11 条約の改正と修正

条約の改正は、有効に締結された条約の規定を、条約当事国の合意により、すべての当事国について変えようとする行為である⁽⁴¹⁾。条約の改正については、条約法条約 40 条に、PCT のような多数国間条約の改正について規定されている。多数国間条約の改正は、当該条約に別段の定めがない限り、条約法条約 40 条 2 項から 5 項までの規定により規律される。PCT の場合、PCT60 条に改正に関する規定が存在するので、PCT については、PCT60 条の規定が適用されることとなる。

条約の修正については、直接的に解説されたものを見つけられなかったが、条約法条約においては、多数国間条約の改正とは別に、多数国間の条約を一部の当事国の間においてのみ修正する合意についても規定している（条約法条約 41 条）。そして、このような修正を行うことができることを条約が規定している場合に、多数国間の条約の 2 以上の当事国は、条約を当該 2 以上の当事国の間においてのみ修正する合意を締結することができる旨が規定されている。PCT においては、条約法条約 41 条に規定される条約の修正とは内容的に少し異なる条約の修正が規定されており、PCT の特定の規定についてのみ修正を行えることとされている（PCT60 条 4 項）。

表 11 に示されるように、英文 PCT では、「改正」について、“Revision” という用語が使用され、「修正」については、“Amendment” という用語が使用されている。ここで、“Revision” は、条約全体の一般的な再審議の場合に用いられ、“Amendment” は、条約の個別的規定に関連する場合に用いられることがあるが、この区別は確定的なものではないと考えられている⁽⁴²⁾。ここで、“Revision” の用語の意味として、“A reexamination or careful review for correction or improvement.”⁽⁴³⁾があり、“Amendment” の用語の意味として、“A formal and usu.

minor revision or addition proposed or made to statute, constitution, pleading, order, or other instrument; specif., a change made by addition, deletion, or correction; esp., an alteration in wording.”⁽⁴⁴⁾があることから、これらの用語に厳密な意味での差はあまりないものと考えられる。このことをも踏まえて、PCTにおける「改正」と「修正」について解釈すればよいものと考えられる。

【表 11】

60 条 この条約の <u>改正</u>	Article 60 <u>Revision</u> of the Treaty
61 条 この条約の特定の規定の <u>修正</u>	Article 61 <u>Amendment</u> of Certain Provisions of the Treaty

6. まとめ

日文 PCT は、正文である英語及びフランス語による PCT の翻訳文であるが、単純に英語やフランス語を日文中に置換したものではないといえよう。日本の法律の規定や実務等を踏まえて、翻訳の過程で様々な工夫が施されたものと推察される。そのため、PCT を解釈する際に、日文 PCT だけを参酌したのでは、PCT の正文の本来の規定内容の解釈として不十分な場合が生じ得ると考えられる。そこで、PCT を解釈する際には、日文 PCT だけを参酌するのではなく、PCT の正文の内容をも踏まえた上で、解釈することが望ましいといえよう。

以上

(注)

- (1) WIPO 発行の PCT Yearly Review 2022 参照。
- (2) 国際法学会 (2005) 国際関係法辞典 第 2 版 473 頁 条約の解釈 参照。
- (3) ただし例外はある。つまり、相違があるときは特定の言語による条約文によることを条約が定めている場合又はこのことについて当事国が合意する場合は例外となる (条約法条約 33 条 1 項)。
- (4) “Transmittal” という用語は、英文 PCT12 条以外に、同 30 条や同 36 条においても使用されている。また、“transmitted” というように動詞として、英文 PCT12 条、同 18 条、同 29 条において使用されている。
- (5) “Communication” という用語は、英文 PCT20 条以外に、同 13 条、同 22 条、同 30 条、同 36 条においても使用されている。また、“Communicated” というように動詞として、英文 PCT20 条、同 36 条、同 61 条において使用されている。
- (6) 江草 法律用語辞典 [第 5 版] (2020) 724 頁参照。
- (7) 前掲法律用語辞典 [第 5 版] 722 頁参照。
- (8) Bryan A. Garner Black’s Law Dictionary 11th edition (2019) 1805 頁参照。なお、この辞書には “Transmittal” という用語単独での意味は記載されておらず、“Transmit” という用語についてはその意味が掲載されていたので、“Transmit” という用語の意味を紹介している。
- (9) 前掲 Black’s Law Dictionary 348 頁参照。
- (10) “record copy” という用語は、英文 PCT12 条以外に、同 25 条においても使用されている。
- (11) 前掲法律用語辞典 [第 5 版] 321 頁参照。
- (12) 新村 広辞苑 第 7 版 275 頁。
- (13) “copy” は、“An imitation or reproduction of an original.” (前掲 Black’s Law Dictionary 423 頁) と解説されているように、原本の模倣又は複製のことをいう。
- (14) 正本とは、謄本の一つで、権限のある者が法令により原本に基づいて正本として作成したものをいう (前掲法律用語辞典 [第 5 版] 682 頁)。
- (15) “true copy” は、“A copy that, while not necessarily exact, is sufficiently close to the original that anyone can understand it.” (前掲 Black’s Law Dictionary 424 頁) と解説されているように、原本に近い写しをいう。
- (16) “declaration” という用語は、英文 PCT8 条以外に、同 18 条、同 20 条、同 21 条、同 22 条、同 25 条、同 64 条、同 69 条においても使用されている。
- (17) 前掲法律用語辞典 [第 5 版] 1125 頁参照。
- (18) “declaration” は、“A formal statement, proclamation, or announcement, esp. one embodied in an instrument.” (前掲 Black’s Law Dictionary 512 頁) と解説されている。

- (19) “right” という用語は、英文 PCT11 条以外に、同 1 条、同 16 条、同 27 条、同 29 条、同 34 条、同 45 条、同 49 条、同 55 条、同 57 条においても使用されている。この中で、日文 PCT1 条、同 16 条、同 27 条、同 29 条、同 34 条、同 55 条、同 57 条では「権利」と翻訳され、同 45 条では「資格」と翻訳され、同 49 条では「権能」と翻訳されている。
- (20) 前掲広辞苑 第 7 版 1251 頁。
- (21) “right” については、前掲 Black’s Law Dictionary 1581 頁に様々な意味が紹介されている。例えば、“法律、道徳、又は倫理の下で正当であること (That which is proper under law, morality, or ethics.)”、“正当な請求、法的保証、又は道徳的原則に起因するもの (Something that is due to a person by just claim, legal guarantee, or moral principle.)”、“法によって保障される権限、特権、又は免責 (A power, privilege, or immunity secured to a person by law.)” という意味が記載されている。
- (22) “correction (又は correct)” という用語は、英文 PCT11 条以外に、同 14 条、同 26 条においても使用されている。
- (23) 前掲広辞苑 第 7 版 2698 頁。なお、前掲法律用語辞典 [第 5 版] の 1081 頁には、「補充権」という用語について、「白地手形 (小切手) の要件の欠けている白地部分を補充して完全な手形とすることができる権利。」という解説がなされている。
- (24) “correction” については、前掲 Black’s Law Dictionary 434 頁に、“Generally, the fact or an instance of making right what is wrong.” という意味が記載されている。
- (25) 前掲法律用語辞典 [第 5 版] 1085 頁参照。
- (26) “amend” については、前掲 Black’s Law Dictionary 101 頁に、“To correct or make usu. small changes to (something written or spoken) ; to rectify or make right.” という意味が記載されている。
- (27) “express request” という用語は、英文 PCT23 条以外に、同 40 条においても使用されている。
- (28) 前掲広辞苑 第 7 版 2874 頁。
- (29) “express” については、前掲 Black’s Law Dictionary 726 頁に、“明確かつ間違いなく伝達されること、直接的かつ明確に述べること (Clearly and unmistakably communicated; stated with directness and clarity.)” という意味が記載されている。
- (30) “reject” という用語は、英文 PCT26 条以外に、同 27 条においても使用されている。
- (31) 特許庁 HP 用語解説 (https://www.jpo.go.jp/toppage/dictionary/japanese_ki.html)。
- (32) “rejection” については、前掲 Black’s Law Dictionary 1540 頁に、“契約上の申出の受入れを拒絶すること (A refusal to accept contractual offer.)” という意味が記載されている。
- (33) “refuse” という用語は、英文 PCT25 条以外に、同 25 条、同 41 条においても使用されている。
- (34) 前掲 Black’s Law Dictionary 1534 頁には、“refusal” について、“申出又は要求に対する否認又は拒絶 (The denial or rejection of something offered or demanded.)” という意味が記載されている。
- (35) 前掲広辞苑 第 7 版 782 頁参照。
- (36) “anticipated” については、前掲 Black’s Law Dictionary 116 頁に、“(特許クレームの全ての要素) と同じ要素を先行技術文献が有すること ((Of a patent claim) having all the same elements of a prior-art reference).” という意味が記載されている。
- (37) 前掲広辞苑 第 7 版 3130 頁参照。
- (38) 前掲広辞苑 第 7 版 2068 頁参照。
- (39) Cambridge 英語辞書によれば、“respond” の意味は、“to say or do something as a reaction to something that has been said or done” である。
- (40) 特許庁 HP 用語解説 (https://www.jpo.go.jp/toppage/dictionary/japanese_to.html)。
- (41) 前掲国際関係法辞典 第 2 版 条約の改正 第 1~3 行 参照。
- (42) 前掲国際関係法辞典 第 2 版 473 頁 条約の改正 第 4~10 行 参照。
- (43) 前掲 Black’s Law Dictionary 1579 頁参照。
- (44) 前掲 Black’s Law Dictionary 102 頁参照。

(原稿受領 2023.5.29)